

インターネットと学生の法律トラブル

大中有信

(法政大学法科大学院教授)

一 はじめに

大学生の多くは実際の社会においても様々な機会に、法律問題と関わる。ことに何らかの形で契約を巡る法律上のトラブルは実際上もかなり深刻である。

国民生活センターに寄せられる法律相談件数は、ここ数年常に増加傾向にあるが、そのかなりの割合は、契約にかかわるトラブルによってしめられている。しかも、この数年にみられる顕著な傾向として、まず第一にインターネットに関係する契約トラブルについての相談件数の増加をあげることができよう。

国民生活センターの統計によれば、二〇〇四年度で、インターネットに関係する相談件数は二八万件を超えており、この数字は二〇〇〇年度の実に一〇倍、二〇〇三年度と比較しても二倍に達している。改めていうまでもないが、パソコンや携帯電話は数年前には考えられなかったほど浸透してきており、現在多くの人にとって、インターネットに接続して様々な情報を得たりサービスを利用することなしに生活することは考えられないほどであろう。とりわけ大半の大学生にとって、パソコンや携帯電話、特に携帯電話は完全に生活の一部になっており、それだけにトラブルに巻き込まれる危険にも常にさらされているのである。

さらに、もう一つの近時の特長として、架空請求にかか

わる相談件数が増えていることもあげておかなければなるまい。同じく国民生活センターの統計では、架空請求にかかわる相談は、二〇〇一年度には一万七〇〇〇件ほどであったものが、二〇〇五年度では実に六五万件を超えている。

このうち学生の相談件数は三万件強であるが、これは全人口にしめる学生の数からするとかなり高い割合であるといえよう。いわゆる「おれおれ詐欺」等が社会問題化したために、今後こうした被害やトラブルが収束してゆく可能性もあるが、依然として予断を許さない状況にあることは間違いない。またこうした被害が拡大し、報道等を通じて広く知れ渡ってゆくにしたがって、その手口もいつそう巧妙化しているのが実情である。

当初インターネットにかかわる相談は、ホームページをみていると勝手にパソコンの接続先が書き換えられ、身に覚えのない国際電話の請求書が、知らない国際電話会社から届くといったものが多かったが、現在こうした被害や相談は減少傾向にあり、むしろ最近ではインターネットの有料サイトの利用料金と称して、携帯電話やパソコンにメール等によって架空請求が行われるという、右の二つの傾向を併せ持った被害が増えている。

さらに、大学生の多くは在学中に成人となり、法律の主体として社会にデビューする。学生から寄せられる法律トラブルの多くがこの年代に集中していることも一つの特徴である。

成人に達するまで未成年者は、民法上法的な保護を受けている状態にある。例えば、取引の主体として未成年者が親権者や未成年後見人の同意を得ないで単独で行った契約は、原則として理由の如何を問わず、事後に取り消すことが可能である(民法五条一項)。しかも取り消した後は現実に手元にある物のみを相手方に返還すれば足りる(民法一一一条)。

ところがいったん成人に達すると、実際には誕生日を迎えたに過ぎないのかかわらず、それ以降完全な成人として法律の主体となる。つまり、ひとりで、完全な契約を締結することが可能となるのである。すなわち自ら自由に行った決定にはそれにあつた責任を負わねばならないということになるのである。

このことは一方で、親権者や後見人の保護や干渉を離れて自由に契約を行うという機会を享受することができるという意味で、自立した社会生活の第一歩ではあるが、他面

いわば弱肉強食の取引の世界にひとり旅立っていかねばならないことを意味する。わが国の消費者教育がまだまだ貧弱であることを考えれば、特にこうした社会的経験の乏しい若者が、主婦や老人と並んで格好のターゲットになっていることも理解できよう。まして、ネットを生活の一部として頻繁に利用する大学生が、上述のようなインターネットを介した架空請求等の被害にしやすいことは容易に理解できる。

本稿では、現在もつとも問題となっているインターネットにかかわる架空請求、特に有料サイトの利用料金の架空請求の問題を取り上げて、それに対処する際の基本的な問題を解説しよう。

二 架空請求とは何なのか

(一) 架空請求に対して支払いをする必要はない

先に述べたように、学生がインターネットに関して巻き込まれる法的なトラブルの代表は、いまやネットを介した架空請求である。典型的な例は、ある日突然、身に覚えのない有料サイトから、有料サイトの利用料金として高額な

(数万円単位から一〇万円を超える場合もある) 料金が請求されるといふものである。

従来、消費者が受ける契約被害は、内職商法や、キャッチセールス、マルチ商法といった、いわゆる悪徳商法がらみのものが多く、その場合には消費者は実際に契約を締結していたが、締結時に聞いていた説明と現実の契約の内容に食い違いがあるとか、嫌々ながらつい契約したにすぎないといった場合に、締結した契約を解約することができるのかどうか問題となった。

したがって、契約をクーリングオフできるかどうか、取り消すことができるのかといったことが法律上は問題となる。しかし、現在問題となっているいわゆる架空請求、つまり身に覚えのないこうした請求を受けた場合には、そもそも契約を締結したとはいえない場合がほとんどである。したがって、どんなに立派な請求書が届いたとしても、原則としてその請求書には法律上の効力は全くないから、請求に対して支払いをする法的義務は一切生じない。

有料サイトの利用料金等(出会い系サイトやアダルトサイトの利用料が代表的なものである)は、有料サイトの内容を閲覧したり、そこにある情報をダウンロードする、あ

るいはみずから書き込みをするといった形でサイトを利用することに對して、一定の利用料金を支払うという契約を業者との間で締結しない限り、決して利用料金を支払う法律上の義務が発生することはないのである。

契約は、契約を締結する双方の意思表示がない限り成立することはない。一方の当事者が契約の締結を申し込み、相手方がそれについて承諾を与えて、はじめて契約が成立する。したがって、利用者に契約を締結した覚えがないのであれば、およそ意思表示をしたとはいえないから、そもそも契約締結をしたとは考えられない。そうすると、契約は成立しておらず、業者は利用料金を請求することもできないのである。

(二) 電子契約法による保護

そうはいっても、はがきや手紙、メールなどで業者から請求書や督促状が届けば、不安な気持ちになるのがふつうかもしれない。有料サイトの利用料金が請求された場合、いっそう不安になるのは、対面で契約する場合や、電話やファックス、手紙等で契約する場合に比べて、インターネットや携帯電話の場合にはクリックやボタンの操作一つで

利用者が情報を発信することが可能であるからではなからうか。相手方と対面して契約したり、契約書を取り交わす場合には、少なくとも契約を締結するにあたっては、書面に印鑑を押したり、住所や氏名を書いたりするのが通常であるし、電話の場合にもみずから意思を告げるわけであるから、全く身に覚えがなければ、毅然として請求を拒絶することができるであろうである。

ところが、インターネットの場合には、身に覚えはないけれども、「もしかするとうっかり契約を申し込んでしまったのかもしれない」と考えてしまっうかもしれない。

しかし、こうしたインターネット利用に伴う一般的な危険を排除するために、いわゆる「電子契約法」、正式名称は「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」(二〇〇一年二月二十五日施行)がある。

契約の基本的な考え方を規定した民法は明治時代に作られた法律であるから、インターネット等の取り引きは想定していない。そこで「電子契約法」では契約の申込みに関する民法の規律を修正して、この場合、販売事業者側が、消費者が発信した申し込みに関して、確認措置を講じているか否かを問題としている。つまり、消費者が申し込みの

前に、申込み内容などを確認する画面を業者が作っていないければ、消費者がうっかり行ってしまった意思表示は効力は持たないものとしている。

そのため現在では、ごく通常のインターネット取引を行うと、契約内容を確認する画面が現れる。全く身に覚えがない契約に基づいて請求が行われても、請求に応ずる必要はないし、仮にうっかり契約を申し込んでしまったとしても、少なくとも業者からその確認が画面上で行われたのではない限り、契約の申込みは無効となるから、いずれにせよ全く「身に覚えのない」契約を締結してしまうという危険性はほとんどない。

(三) クリックすると「登録完了」の画面が現れた場合

以上述べたこととの関連で、しばしば行われる手口として、携帯電話やパソコンに見知らぬアドレスから「未納料金のご請求」といったような見出しのメールが届き、料金未納の状況を確認するためのURLがメールに書き込まれており、メールを受け取った者が、不安を覚えて、そのアドレスをクリックするといきなり「登録完了」などといった表示がなされ、自分は契約してしまったのだろうかと考え

えてしまうという場合がある。

同様に、迷惑メールに示されたURLやホームページに貼り付けられたリンクをクリックすると同じく「登録完了」が表示される場合もある。こうした事例では、多くの場合、登録完了という画面に、利用料金等の契約内容とあわせて、携帯電話の場合には携帯電話の「個体識別番号」が表示されていたり、パソコンの場合には、利用者が接続しているプロバイダーやメールアドレス、IPアドレス、リモートホスト等の番号が現れたりする。こうした表示を見ると、被害者は自らの個人情報、氏名や住所等も業者に知られてしまった、そして契約も成立しているから、いずれ利用料金や登録料金を支払わなければならないのだと錯覚して、こちらから業者に問い合わせを行ってしまうということもある。

しかし、このような場合も、第一に、事前に契約内容の確認などなく、そもそもクリックした時には、契約をするつもりは何らなかったのであるから、契約は成立しないか、効力を持たないと考えるべきであり、料金を支払う義務は一切発生しない。

第二に、「個体識別番号」やIPアドレスを知られても

住所や氏名のような個人を識別する情報が業者に知られるわけではない。こうした情報は単に、消費者が利用している「端末（携帯電話やパソコン）」をネット上で識別する情報であるにすぎず、利用者自身を特定するわけではない。

したがって、業者から別途請求がくることはないので、何ら不安になる必要はない。むしろ、不安をかき立てられ、こちらから連絡を取ると、そのときにはじめて個人情報業者知られてしまうことになるから、仮にそのようなホームページにアクセスしてしまったとしても、無視するべきである。無視すれば、多くの場合その後業者から連絡が来ることはないのが通例である。

もっとも、パソコンの場合には、パソコン内に記録された個人情報盗み出すソフトウェアをダウンロードしてしまう場合もあるから、その場合は注意が必要である。

身に覚えのない架空請求は、以上に述べたように、法律上は全く意義を持たない請求だから、本来は無視してかまわない。したがって、架空の請求を受けても不安になる必要はないが、多くの学生は不安な気持ちになる。その理由は、「もしかしたら契約してしまったのかもしれない」という不安とは別に、送られてきた請求書や督促状そのもの

がいかに法律上の根拠があるかのように、もっともらしくできあがっているということに原因がある。

次にその点を見ておこう。

三 架空請求の様々な手口

架空請求があっても、何らおそれることはないが、架空請求を受けた被害者の多くが不安をかき立てられるのは、うっかり契約してしまったという不安以上に、請求書に見慣れない法律用語が並んでいたりと、弁護士や裁判所の名前がもつともらしく並んでいるために、「契約には心当たりがないが、本当に支払うべき法的な義務があるのではないか、もしこれを放置すると訴えられたり強制的に取り立てをされたり大変なことになるのではないか」という気持ちになってしまいうためである。そのために、業者に連絡を取ってしまうとかえって、業者の思うつぼということになる。

しかし、本来支払うべき法律上の義務はないのだから、どんなにもつともらしい請求書や督促状であっても、それは「もっともらしい」ものにすぎず、ニセモノである。代表的な手口には次のようなものがある。

(一)業者から債権譲渡を受けたと称する債権回収業者等からの取り立て・請求

代表的な請求・督促は、有料ホームページ業者が被害者に対して持っている債権について債権譲渡を受けたと偽って、最終期日までに料金を振り込まなければ、「学校や家庭に取り立てにくい」、あるいは「裁判を起こして、最終的には強制執行をする」といった内容の請求がメールで届くような場合である。被害者は、「債権譲渡」といった耳慣れない言葉に不安になることが多い。

債権譲渡は民法上の制度であり、債権者は自分が持っている債権を原則として自由に譲渡することができる。債権の譲渡が行われると、譲渡を受けた者が新たに債権者となり、債務者から取り立てをすることができるのである。しかし、債権譲渡が有効に行われるためには、債権者から債務者に譲渡があった旨が通知されなければならない。したがって、この場合は、債権回収業者から被害者に通知しても債権譲渡が有効になったとはいえず、元々債権を有していたと主張しているホームページ業者から知らせが来なくではおかしいことになる。

もっとも、架空請求であれば、業者から通知が来るはず

もなく、またそのような架空の債権に対しては仮にホームページ業者から通知があったとしても、支払いをする必要がないのは、ホームページ業者自身から請求があった場合と、全く同じである。したがって、このような請求や督促状が来ても無視してかまわない。

似たような手口に、単なる債権回収業者ではなく国から認証を受けた「債権回収会社」いわゆる「サービサー」であると名乗って督促をしてくる場合がある。債権回収会社は、国の許可を受けて、債権者から債務者への通知なしに、債権者に代わって債権の取り立てを行うことができる会社であるが（このような債権回収は本来弁護士にしか許されていない）、国の許可を受けた債権回収会社の一覧は簡単に知ることができる（法務省が一覧を公開している<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUSEI/chousai15.html>）ので、請求してきた会社が、国の許可を受けた回収会社であるかをまず調べてみる必要があるが、そもそもこうした会社が回収できる債権の種類は特定されており、有料ホームページの利用料金はそれにあたらなから、サービサーが請求してくることはない。

(二) 弁護士の名前で請求・督促が行われた場合

有料ホームページ業者に住所・氏名を知られてしまっている場合には、手紙や葉書で架空請求請求が行われる場合がある。その際、特定の弁護士、あるいは弁護士事務所の名前で請求が行われることもある。このような場合、まずその弁護士が実在の弁護士であるか調べる必要がある。

日弁連のホームページで登録弁護士はすべて検索することができるから、まずそれを参照するべきであろう（<http://www.nichibenren.or.jp/cgi-bin/nichibenren/search/search.cgi>）。実在の弁護士であれば、その弁護士や弁護士事務所にお問い合わせをすれば、弁護士が実際に請求や督促催告などをしたのかどうかを確かめることができる。

もっとも、請求書等が葉書や普通郵便で届いた場合は、弁護士が請求書を実際に出したのではない可能性が高い。弁護士が、請求をする場合には、請求した事実を証拠として保全するため、内容証明郵便で請求することがふつうであるし、有料ホームページ業者から弁護士が委任を受けたことを証明する文書（委任状）を請求をする前に何らかの形で、あらかじめ提示しておくのが通常だからであり、いきなり請求書のみが送られてくることはないからである。

したがって、高名な弁護士の名前で請求書が送られてきたり、弁護士の経歴や顔写真が同封されていたりしても、支払いを行う必要はない。

(三) 請求書や督促状が公証人役場で公証を受けていた場合

同様に業者からの請求書等が、公証人役場で公証を受けている場合もある。また、公証を受けた債権証書の写しが送付されてくる場合もある。しかし、こうした文書が公証を受けているからといって、その公証は当該文書が存在したということを公証人が確認したことを証明するだけであって、債権が存在することまで公的に認められたというわけではない。したがって、公証を受けた債権証書によって直ちに請求が合法的なものになるわけではない。あくまでも架空請求は架空請求にすぎないのである。

四 裁判所から書類が送られてきた場合

以上述べたように、もっともらしく見えるメール、督促状や、請求書が送られてきてもそれが架空請求である限り、支払義務が生じないのが原則であり、支払い期日等が記載

してあっても、決して「とりあえず支払ってにおいて、何かの間違いであった場合には、後で返還を求めよう」という風に考えてはならない。そのように架空の請求を行う業者はいったん金銭を受け取ってしまったら、以降連絡が取れなくなるのがふつうであり、まず支払ってしまった金銭が返ってくることはない。また、こちらから業者に連絡を取ってしまうと連絡先や氏名を知らせてしまうことになり、相手方が高圧的な交渉態度をとると不安が高まるだけである。したがって、身に覚えのない請求は無視することが一番であり、不安であれば、消費生活センターをはじめとする各種の法律相談窓口で相談するほうがよい。

ただし、裁判所に関係する書類が送られてきた場合は、そのままに放置すると問題がこじれる場合があるから注意を要する。裁判所から書類が送付される形式（裁判所が発送元となっている）で請求等が行われた場合、まず第一にこの書類が本当に裁判所から送付されたものであるかどうかを確認する必要がある。

もつとも、真偽を見分けるのは難しいと感じる人も多いと思われるから、その場合には、裁判所やそれが困難であれば消費生活センターにその書類を持参して真偽を確かめ

るべきである。ニセモノであれば、これまでと同様に無視してかまわないが、本物であった場合には、次のように対処する必要がある。

(一) 送付された書類が支払督促であった場合

支払督促は、債権の支払いを督促する簡易の手続きであるが、債権が存在するかどうかを確認することなく裁判所は支払督促を送付する。特に支払督促に仮執行宣言が付されている場合には、二週間以内に「督促異議」を申し立てなければ、この支払督促は確定判決と同一の効力を持つことになる。そうすると、支払督促によって強制執行をすることも許されることになる。したがって、本物の支払督促であった場合には、それを受けとった日から二週間以内に何らかのアクションを起こさなければ、それこそ「大変な」ことになるのである。

(二) 送付された書類が少額訴訟の訴状であった場合

もう一つの可能性として、裁判所から送付された書類が少額訴訟の訴状であることが考えられる。少額訴訟は六〇万円以下の請求をする場合に、用いることのできる訴訟手

続きであり、手続きの費用も安価で当事者が主張をする機会がもてるのは原則として一日だけである。仮に、これを放置して送られてきた訴状に記載されている期日に裁判所に行かなかつた場合には、事実の真偽にかかわらず相手方の主張が全面的に正しいとされてしまう。そうすると、控

訴しない限り悪徳業者は強制執行をすることのできる判決を取得することになってしまう。

したがって、訴訟が行われる期日に裁判所で、みずからの意見をはっきり述べなければならぬ。一人で心細いと思われる場合には、早めに関係書類をもって弁護士や司法書士に相談したほうがよいだろう。

五 おわりに

以上、インターネットに関係して現在もつとも問題となっている架空請求トラブルについて、主として民事法上の観点から述べてきた。そのほかにも、いわゆるフィッシングやカード会社からの債権の取り立てなど関連する問題はあるが、そうした問題においては被害者が学生であることは相対的に少ない。架空請求は、通常の場合どこまで行っ

ても架空の請求であり、原則として「無」から「有」が生まれることはない。したがって、このような請求は無視するのが一番であり、支払いを行うことはもちろん、こちらからあらためて連絡を取ることも危険である。

ただし、送られてきた書類が裁判所によって送付されてきた場合には、詳述したように「無」から「有」が生じてしまう場合があり、素早く適切な対応をする必要がある。なお、架空請求は、場合によっては刑法上の詐欺罪を構成する、れっきとした犯罪でもある。悪質な架空請求については、証拠書類がある場合にはそれを保存して、警察に届け出るということも検討すべきであろう。

インターネットや携帯電話はきわめて便利であって、もはやそれがなかった世界に戻ることはできないと思われるほど、我々の生活に浸透してきているが、便利さと引き替えに様々な危険にさらされていることも、肝に銘じておくべきであろう。怪しいと思われるサイトにアクセスしたり、安易に個人情報を書き込んで、送信しないということも、こうしたトラブルに巻き込まれないためには重要であり、トラブルが生じた場合に適切な対応を行うと同時に、学生に対してはこうした危険性についても日頃から啓蒙することが必要である。